

産業競争力会議

第 28 回実行実現点検会合

(テーマ：①中堅中小企業・サービス産業の活性化
・生産性の向上、②医療・介護)

(開催要領)

1. 開催日時：2015 年 12 月 11 日 (金) 15:59～17:37
2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室
3. 出席者：
高鳥 修一 内閣府副大臣
高木 宏壽 内閣府大臣政務官

岡 素之 住友商事株式会社 相談役
小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役会長
小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長
橋本 和仁 東京大学大学院工学系研究科教授
三村 明夫 新日鐵住金株式会社 相談役名誉会長、日本商工会議所 会頭

鈴木 淳司 経済産業副大臣
太田 房江 厚生労働大臣政務官
堂故 茂 文部科学大臣政務官

(議事次第)

1. 開 会
2. 関係省庁による現状施策説明
3. 自由討議 (民間議員意見含む)
4. 閉会

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ただいまから「産業競争力会議実行実現点検会合 (第28回)」中堅中小企業・サービス産業の活性化・生産性の向上、医療・介護について、開会する。

本日は、まず、中堅中小及びサービスについて御議論いただいた上で、その後、政府側の出席者に入れかわっていただき、医療・介護の議論を行う。

まず、中堅中小及びサービスの議題に入る。

ローカル・アベノミクスの推進のためには、地域経済を牽引する中堅中核企業の競争力強化、また、地域経済の大宗を占めるサービス産業の活性化・生産性の向上が鍵となる施策であり、これらは先日10月の産業競争力会議において今後の主な検討事項にも盛り込まれたところである。本日は、これらの施策について、検討状況及び今後の具体的な取り組みについて、関係省庁から御報告をお願いしたい。

まず最初に、資料2～5まで、地域支援の全体像、支援ネットワーク、よろず支援拠点、サービス、この4つについて経産省から説明をお願いしたい。

(鈴木経済産業副大臣)

本日のテーマである、サービス、中堅中小について、地域企業に対する支援の全体像を御説明申し上げる。

資料2をご覧ください。

まず、地域経済を牽引する中核企業については、各地域において成長余力の高い企業を支援するとともに、その中で新分野への挑戦等によりさらなる成長が見込める企業に対して、より広域的で専門性の高い中核企業の創出・支援ネットワークを通じた支援を行うこととしている。

中小企業については、よろず支援拠点を各都道府県に設置し、相談に来た中小企業が抱えるさまざまな経営課題を分析し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行っている。

さらに、地域のサービス産業の活性化については、本年4月に策定したサービス産業チャレンジプログラムに基づき、取組を進めているが、あわせて、サービス産業を初め、中小企業者の生産性向上を促進する法的枠組みを検討しており、各省庁においても参加を御検討いただきたい。

また、標準化の専門機関と地域の金融機関等が連携した標準化活用支援パートナーシップを通じ、専門機関だけでは発掘が困難な、地域の企業の優れた技術・製品の標準化を支援してまいりたい。

地域企業の研究開発支援については、産総研と公設試等の連携を強化し、橋渡しを全国レベルで行う体制の整備を進めている。

また、地域大学が有する技術シーズを事業化するためのチームを、地域の企業等の参画も得て設置をし、産学連携を一層強化していく。このほか、地域の金融機関等と地域の企業がより密接な対話を行っていけるように、企業の経営力強化やその支援に有益な評価手法・指標であるローカルベンチマークを検討中で、年内には策定を行う予定である。

地域経済の活性化なくして国全体の成長はないという認識のもとで、経済産業省としても、関係省庁と連携しながら、引き続きこれらの施策をしっかりと推進してまいりたい。

(井内経済産業省地域経済産業審議官)

資料3に基づき、中核企業を創出・支援するネットワークについて御説明申し上げます。

1ページ目一番上にあるとおり、地域の経済の活性化、特に「稼ぐ力」を強化することで地域を引っ張っているような企業をなるべく創出して支援しようということで、上の赤字にあるように、地域内での取引がいろいろと多く、地域外から稼いでくるといった企業を中心に引き上げることにより、地域全体の引き上げを図ってまいりたい。

下に図について、左から右に流れているが、まず、中核企業候補と呼んでいるが、さまざまな人脈あるいはいろいろなビッグデータなども使い成長余力がある企業を発掘し、それをさまざまな企業、大学、支援機関などとマッチングをしていくことが第1段階である。

さらに、それをもとにして事業化をにらんだ開発、新製品の開発、サービスの開発などを進めており、右側にあるように、グローバル市場も視野に入れた事業展開を支援するという一方で、内外の市場に通じたような支援人材を充て、事業化戦略の策定等を進めていく。

その際には、知財や標準化など、さまざまな支援策を活用することも考えている。

具体的には、一番下にあるように、JETRO、中小機構、産総研等々が持つさまざまな分野のリソースも活用していく。

次のページ、体制としては、下の段にあるように、各地で自治体の産業支援センターなどを中心にネットワークがある。その中には地方の大学やJETROの地方事務所などもあるが、支援していく中で、これはという企業を抽出し、全国スケールの支援プラットフォームに持っていこうと考えている。それぞれの企業を中核にし、プロジェクト単位でプラットフォームをつくっていきこうということで、それに全国レベルのさまざまな支援機関のネットワークも活用しながら支援を集中化していこうと考えている。

その際には、大学を所管する文科省などとも一緒にやっっていこうということで、今、話を進めている。

下の地域におけるリソースについては、新型交付金を活用していこうと思っており、全国ベースの支援については、28年度概算要求で要求中である。

(土井中小企業庁経営支援部長)

資料4をご覧ください。

よろず支援拠点だが、昨年6月からスタートしており、1年強が経つ。全国47カ所、47人のコーディネーター、拠点長と、合計でいけば332人のサブコーディネーター、これは平均して1拠点当たり7名だが、このようなよろず支援拠点センターを設け、さまざまな支援を行っている。

ミッションは3つ。1つは、売り上げ拡大のための解決策を提案し、それがどう成果につながっていくかということまで見届けて支援を行っていく。

2つ目は、コーディネーターだけでは支援ができないところもあるため、地域の支援ネットワークをフルに活用して専門家チームを編成して派遣していく。

最後は、いろいろな相談を受けるのであるが、たらい回しにすることなく、終着地点まで見届ける相談をしていくということで、ワンストップの機能を果たしていく。

1年強が経ち合計22万件であるが、右肩上がりでは件数は増加しており、昨年8～10月に比べ、今や2.4倍の相談件数に増加している。

2ページ目について、1年たった後の課題認識だが、項目1・2は量的な課題で、項目3・4は質的な課題である。

今後の対応の1つ目としては、右肩上がりでは件数が増加しているため、サブコーディネーターの数が足りないところがあり、そちらの予算措置を拡充していく。県北、県南、それぞれ広いところは複数の拠点が必要であるため、サテライト拠点などを設けられるような、これも予算面の支援を行っていくことが量的な面での充実である。

2つ目は、内容の高度化、専門家のさらなるレベルアップということで、具体的には、中小企業大学校において特別にマーケティング理論とか新商品開発手法などの研修プログラムを新たに設け、研修を行っていく。それから、先導的な取組をしている支援拠点があるが、そういうところでOJT研修などを通じて質を向上していく。

評価指標という観点では、これまで件数を少し重視し過ぎたところがあり、これからは顧客の満足度であるとか、地域における連携の度数であるとか、評価指標を質の方にシフトさせて、より充実させていきたい。

(前田経済産業省大臣官房審議官(商務情報政策局担当))

資料5について御説明申し上げます。

まず2ページ目、底上げ施策としての「サービス品質の見える化」の取組について。

アンケート調査等によると、例えば、アメリカと比べた場合、日本のサービス品質は高いという声があるにもかかわらず、それを客観的に確認することがなかなかできていなかった。

そこで、おもてなし規格認証制度というものを創設しようということで、ことしの11月より検討会を開始している。

今の予定では、来年2月、このおもてなし規格認証をつくり、来年の4月から順次実装していきたいと思っており、現時点においては、自治体、事業者を初め、お問い合わせを多数いただいている。

下の規格のイメージだが、3段階ある。底上げをし、差別化をし、ロールモデルをつくっていく。評価項目は同じだが、評価項目ごとに充実度が違っていき、将来的には、数年以内には国際的なISOも視野に入れたい。

この規格をもらおうと、下にあるとおり、認証マークももらえるという形にし、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて準備をしている。

3ページ目、先ほどよろず支援拠点の説明があつたが、ものづくりにやや偏っていたところを、サービスもこのよろず支援拠点を使って良いサービス事業者をつくっていき、相

談を受けたいということであり、一番右に「サービス専門支援人材の育成」とあるが、4年間で14カ所、500人以上のサービス改善指導者というものを、各業界団体と御協力いただきながら、配置をし、相談をし、中身を充実させてまいりたい。卸、小売を初めとする7業種が念頭にある。

4ページ目、埼玉県あるいはウィラーアライアンスという2つの取組の事例であるが、埼玉県では、県内における12地区で生活サービスから健康サービスに至るまできめ細かい地域連携モデルのチームをつくって、日々連携の支援が行われると聞いている。こういうものが埼玉県以外のところでもできればと、地元のサービス事業者の連携を支援するという形の促進をしてみたい。

ウィラーアライアンスは、京都の鉄道、この動線に従い、宮津市から始まる市町村の7市町とサービス事業者の約30社が連携して各種イベントをし、観光を念頭に置いた集客を図っている例である。

(木村中小企業庁事業環境部長)

5ページ目、中小企業政策として考えているが、事業者ベースで見て、中小企業の9割はサービス業である。したがって、サービス産業の活性化に大いに寄与する施策として、今、検討しているものを御紹介する。

資料の下のおりと、1つは、業種ごとのアプローチでサービス業を含む中小企業の生産性向上に取り組んでいきたいと考えている。業種ごとに、生産性向上において重視すべきポイントは異なっていると考えている。あるいは、中小企業に対しては、情報の非対称性ということで、どういふことをやれば生産性が向上するのかということについて情報が十分でない。

したがって、業種ごとにベストプラクティスを集め、それをガイドライン化する。それに沿った計画あるいは取組をしていただける事業者様に対して認定支援するというので、まずは本業を中心に収益を出せる体質をつくっていただく。

資料の右側のおりと、地域の中核企業との連携で底上げをしていくモデルも1つ考えており、地域のリーディング企業は、経営管理や、あるいは、販路の開拓、そういったところに力を持っている。

したがって、そういうところと連携することにより、中小企業の実産性の向上、活力の底上げといったものを実現してまいりたいと考えており、新たな法的枠組みを検討中だが、これは各省にも御参画いただき、できるだけ幅の広いサービス業を視野に入れていきたいと考えている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続いて、地域イノベーションについて、経済産業省、文部科学省から御説明をお願いします。

(星野経済産業省大臣官房審議官(産業技術・基準認証担当))

資料6の1ページ目、これは経済産業省と文部科学省で共同作成の資料であり、昨年11月のイノベーションのワーキンググループでも御説明申し上げているが、上段にあるように、これまでに地域クラスター政策で幾つか反省、教訓があったことを踏まえ、新しい地域で真のイノベーションを実現するような枠組みということで構築を進めている。

このうち、経済産業省は特にこのフレームワークの中の中心にある大学や研究機関と産業界の橋渡し機能の強化に政策的な重点を置いているが、図にあるように、特に力を入れているのは、産総研と公的試験研究機関、各都道府県にある公設試との連携である。

具体的には、公設試の技術者の方々に実際に産総研の身分を持っていただき、地域の中堅中小企業の御相談の中で、特に高度な技術課題がある場合には産総研につないでいただき、産総研が全国レベルで対応するという仕組みを現実に進めている。

ただ、こうした枠組みをつくっただけでは、地域の中堅中小企業によっては、実際には資金力の面でなかなか活用がしにくいという場合もあるため、この資金的支援という観点から、2ページ目、26年度の補正予算によって、中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業ということで新しい事業を開始しており、資金面での支援、技術課題への対応、それによるオープン・イノベーションの推進を地域発を目指している。

この事業では、資料の右下にあるが、橋渡し機能の性格あるいは機能を持つ公的研究機関に明確にその機能を果たしていただくということだが、既にこの事業に基づき全国の多くの機関が橋渡し研究機関として位置づけられており、その研究機関が実際に活動しており、26年度の補正の実績としては、43件を既に採択して支援が始まっている。

3ページ目に具体的な産総研と公設試の連携の状況を示している。

現在、先ほどの委嘱等の手続により、既に35都道府県のうち、53名の公設試の技術者の方に産総研の職員の身分を持っていただいております、実際に先ほど御紹介した個別の技術相談あるいは技術課題に対する産総研への橋渡し、連携ということをやっている。

4ページ目について。こうした枠組みを活用し、具体的に既に幾つかの事例が動いている。一例だが、広島県の自動車部品メーカーにおいて、24時間365日の無人ラインを実現したいという技術課題について、特に技術のピッキング、部品一つ一つを人間の手によらずピッキングするところが大きな課題だったが、この技術について、それぞれの関係機関が強みを生かした役割分担で課題を解決して、取り組んでいくという事例が出ている。

こういった事例を次々と生み出していくことによって、地域発のイノベーションを広げていきたい。

(川上文部科学省科学技術・学術政策局長)

5ページ目からご覧いただきたいが、地域においてイノベーションを起こす技術的なシーズを最もふんだんに持っている地域の国立大学等だが、残念ながら、大学はどうしても教員、研究者の組織であり、イノベーションを起こすためにはそれを事業まで結びつけなければ

ばいけないということで、全国・世界規模の事業化経験を持つ人材を中心とした事業プロデュースチームを地域の大学に創設をし、域外有力シーズも取り込みながら事業計画を策定し、地域の中核企業等へ提案をし、産学官の共同研究を通じてそれを成長させていく。それによって製品化をして、全国、さらに言えば、グローバルなマーケットへ、製品、サービスを提供するようしていきたいというエコシステムを形成しようということで、現在、28年度の概算要求で財務省と折衝しているところである。

6 ページ、さらに先ほど申し上げました地域の中核企業を取り込むということだが、さらに小規模な中小企業においては、日本全国、大学にはどんな技術シーズがあつて、それどのようにアプローチしたらよいのかということがなかなかわからないことが課題であつた。

そこで、その間をつなぐマッチングプランナーという者を配置することにより、全国の大学にある技術シーズと地元の企業のニーズとのマッチングを図っていく。これは平成27年より開始をしているが、先行的には復興事業として東北の3県で実施した実績もある。

そのほか、リサーチコンプレックス事業、中小企業の一社一社が研究設備を持つことはなかなか困難であることから、大学等において最先端の研究設備等の共用を図るプラットフォーム事業といったことを推進することによって、地域の科学技術の振興、イノベーションを生み出すということに取り組んでいる。

7 ページ目に2つほど事例を載せているが、左側がマッチングプランナー、先行的に復興事業として行ったものである。

その一例であるが、宮城県仙台市の企業と東北大学の技術シーズを結びつけることにより、電池交換をすることなく連続7日間使用可能な心電計、ウェアラブルな心電計をつくるということで、常時、心電を観察し、見守ることができるという新たな製品が生まれている。

また、右側、信州大学が持っているカーボンナノチューブの技術を地域の企業と域外の企業、この協力を結びつけることにより、世界展開を図ることができているという事例もある。

冒頭、経産省のほうから説明があつたとおり、これまでの地域科学技術が地域完結主義に陥りがちであつたという反省を踏まえ、地域にとどまらず域外のシーズを導入し、さらに域外のマーケットを狙う形での地域の科学技術イノベーション政策を展開するというところで進めている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

最後に、ローカルベンチマークについて経済産業省からお願いしたい。

(保坂経済産業省大臣官房審議官(経済産業政策局担当))

資料7について、まず、1 ページ目、ローカルベンチマークとは、ローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考となる評価の手法・指標を設定して、これを地域のプレーヤーの方々に使っていただくことを目指すものである。1 ページ、2 ページにあるように、もともと、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づけられてきた。

3 ページ目。現在は検討中であり、本日も会議をやってきたところであるが、地域の中核企業、中堅企業の支援等に詳しい方たちに集まっていただき、金融庁と一緒に、その手法・指標に取り組んでいる。

もちろん、個別の融資については、個別の信金信組でそれぞれ独自の手法があるわけだが、その前の段階として、企業の健康診断と我々は呼んでいるが、健康診断のように定期的に企業の経営者の方たちが自分たちのことが一体この産業の中のどこにあるのか、どういう状態にあるのかという気づきの機会として、金融機関や商工会議所や中小基盤機構等、関係者の支援機関の方たちと対話ができるような手法・指標を開発中である。

4 ページ目。地域経済へのインパクト、1 つは、金融庁も特に言っているが、いきなり衰退が訪れる前に、企業に気づきの機会を与えて、それからまた新しい事業に進出していくということをこれで進めていきたい。

5 ページ目に、それぞれの手法・指標を整理している。例えば、財務データでいえば、6 つの定量指標は3年以内の破綻率との相関性が高いことが、全国のデータを帝国データバンクと一緒に分析して明らかになってきたため、財務データ、非財務データ、ヒアリングによる把握ということで、こういうことをやっていったら対話ができるということを推進している。

6 ページ、経営者とどういう方たちがこれを使うことを期待しているかということであるが、金融機関、コンサル、行政組織である。

7 ページ、でき上がったものは簡単な図でいうとこういうグラフになりまして、あなたの企業は全国平均から見ると、今、こういう状態であるということを御提供するということである。

その結果として、8 ページ目、それぞれのローカル企業を支える人々、一番はその企業の経営者の皆さんが、自分の企業が、今、どういう位置にあるかということ、全国の平均との比較等、横との比較でお気づきいただくことを目指しているものである。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、高鳥副大臣から御挨拶をいただく。

(高鳥内閣府副大臣)

本日は、地域産業の競争力強化と医療・介護に関する施策について御議論いただく。アベノミクス第2ステージは地域が主役であり、まち・ひと・しごと創生本部における魅力ある地域づくりと成長戦略、地域産業の競争力強化を車の両輪として進めてまいりたい。地域の企業が持っているすぐれた技術やアイデアなどがしっかりと花開くためにはどうすればよいか、民間議員の皆様からも幅広い御指摘をいただければありがたい。

また、医療・介護分野は地域産業の中でも特に成長が期待される分野であり、ヘルスケア産業の創出支援や、ICTや新型法人の活用による医療・介護を支える仕組みの強化により、

地域の成長力強化と健康寿命の延伸の両方を実現してまいりたい。

民間の知恵が最大限に生かされるよう、幅広い御意見をお願いしたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまの経産省、文科省からの説明を踏まえ、民間議員の皆様方から御意見をいただきたい。まず、橋本主査のほうからお願いしたい。

(橋本主査)

資料1に基づき、説明させていただく。

ローカル・アベノミクスの推進は、アベノミクスにとって大変重要なことは言うまでもない。今ほど高鳥副大臣からもお話があったように、ローカル・アベノミクスに向けては、まち・ひと・しごと創生本部を中心とした地域の魅力・吸引力を高める取り組みと産業競争力会議を中心とした地域経済を支える個々の事業者の競争力・生産性を向上させる取り組み、この2つを両輪としてしっかりと進めていくことが重要である。

一方、地域の事業者にとっては、やり方がわからないといった場合も多いのではないかとと思う。このため、相談しやすく質の高い経営支援が得られる現場密着型の経営支援体制をしっかりと整備していくことが大変重要である。

また、自らの強みに気づかないでチャンスを逃がしている場合も多いと思うため、中小企業団体や地域の金融機関などが事業者に対して気づきの機会を提供していくことも大変重要である。

今後の検討課題だが、まず、全体を通じた課題としては、どのような経営支援が必要かは、事業の規模、業種によって異なるため、地域に集積する産業群や中小企業団体・各地の産業支援センター、地域金融機関から大学、公設試に至るまで、さまざまな機関がどういった支援を得意とするかをしっかりと理解した上で進めていくことが重要である。

本日、そうした点を理解するための概念的な資料が提示されたが、それを地域ごとに具体化し、共通理解としていくことが重要である。各地の関係者と相談しながら、事業者目線に立ってわかりやすく整理して、全国各地へしっかりと周知徹底していただきたい。その際に、関係省庁が一体的に活動していただくことが大変重要であるため、改めて強調したい。

まち・ひと・しごと創生では、自治体がリードして戦略が検討されている。そうした場においても、ここで検討する内容が共有されるように、地方に真に浸透していくために工夫を徹底していただきたい。

2点目の個別課題について、まずは中堅・中核企業支援について、全国規模でのマッチングの実施やグローバル競争も意識した競争力の強化のためには、コーディネーターとかプロジェクトマネージャーを発掘し、育成することが極めて重要であり、これに係る取り組みを具体化・充実すべきである。

2番目に、よろず支援拠点について、これは先ほど御説明もあったが、各地域から大変高

い評価を受けていると聞いている。相談の質に関する評価の充実を図りつつ、その結果をわかりやすく公開して、評価の高い拠点の取組内容をよろず支援拠点間で共有すること、そして、各拠点の取組の質の向上につなげて行っていただきたい。

3番目、地域サービス産業の活性化・生産性の向上について、サービス産業は、特に業種ごとに特性が異なり、地域中小企業が多いために、取組みが浸透しにくいという大きな課題を有する。本年4月に策定された「サービス産業チャレンジプログラム」等に基づいてさまざまな取組みが始まっているが、業種単位、各地域単位での優良事例の浸透に向け、関係省庁横断的な取組みがさらに加速するような大きな仕掛けも検討すべきである。かつ、そういう仕組みには、各省庁が参加することが大変重要だと思うので、しっかりと検討していただきたい。

4番目、地域イノベーション推進については、地域イノベーションを推進するためには、革新的技術シーズを事業化につなげる「橋渡し機能」の強化に引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。

一方、国立大学法人においては、来年度から第3期中期目標期間に向けた取組が始まるが、その中で地域に貢献する取組を中核とする国立大学が、今、既に55大学出てきている。そういう国立大学には、地域の司令塔として、地域イノベーションへの貢献が強く求められている。文部科学省におかれては、運営費交付金の配分方法等に、これら大学の地域活性化への取組みの評価結果もしっかりと反映させていただきたい。

地域の研究機関と企業の技術シーズと技術ニーズとを双方向に幅広く活用できるよう、お互いの窓口となる機関、よろず支援拠点との連携強化や地域の技術シーズの共有、事業創出人材の組織的活用が必要である。さらに、グローバル展開も念頭に置いて、大学研究機関と産業界との全国規模での技術開発を支援するネットワークの強化も具体化すべきである。

5番目、ローカルベンチマークの設定については、地方の商工団体や金融機関にうまく使ってもらって、経営支援やコンサル機能を発揮していただきたい。

金融機関での活用については、今後、金融機関と対話するためのベンチマークの検討等を通じて、さらに事業性評価融資を促進していくと聞いている。今回のローカルベンチマークの検討に当たっては、こうした検討としっかりと連携を図って行っていただきたい。

最後に、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立には、金融機能の強化が極めて重要である。「『日本再興戦略』改訂2015」においては「中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮し資金繰りに万全を期すと同時に、信用保証制度の在り方について本年中に検討を進め、あるべき方向性を示し、その後必要な措置を講ずる。」と書いてある。

今回の会合では、先ほど簡単に説明があったが、中小企業政策審議会での議論も始まったとのことなので、地域金融機関が、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組める環境整備に向けた検討を進め、スケジュールどおりに本年中にあるべき方向性を示すことが重要である。

(小林議員)

2、3点、手短かに申し上げたい。1つは、資料3の最後にもあるが、中国地域と山形大学の有機エレクトロニクス等、産学のオープン・イノベティブな補完関係はいろいろと例示されているが、今回の御説明を聞いていると、相変わらずHowの議論ばかりである。構造論や、どうすればいいのかという方法論ばかりが先にある。

そうはいつても、有機エレクトロニクス、有機EL、カーボンナノチューブ、あるいはフラーレン、こういったテーマは、15年くらい前からやっているのに、一向に商売にならない。Howも重要だが、民間だと何をするかというのが一番のポイント。逆に、スパッと議論して、撤退すべき開発テーマなり事業は数多くある。Howの前にWhatを見極める場がなかなか設けられていないのではないか。

現業については、資料7のローカルベンチマークとか、そういった形でしっかりとした定量的判断ができるが、研究開発はある意味ではイノベーションの創出であり、ものすごく時間がかかる。

これだけ人が足りないと言われている社会状況の中で効率性を考えると、例えば、公的研究機関と大学と民間企業が一つのテーブルに集うなどして、何をやればいいのかについて議論する場が大切である。そもそも何をやるかについては総合科学技術・イノベーション会議などでも十分に議論されていると思うが、地域の中小企業といえどもそういう場をつくるべきではないか。

また、サービス産業の活性化だが、広く効果をもたらすという意味では、これだけ人手不足で、効率性が重んじられる時代に、グローバル競争の中で勝っていくためには、低収益で見込みのないゾンビ的な企業をむしろ退場させ、新陳代謝しやすくする手続の円滑化とか、それに伴う紛争処理の仕組みの整備とか、労働力が移動しやすい労働政策とか、むしろそういった環境づくりのほうがよほど効率が上がるのではないか。

(三村議員)

よろず支援拠点について、非常に成果が上がっていると思うが、私どもで調べている限りでは、中小企業の相談体制の本当の課題は、地方の小規模都市にあるのではないか。

大都市や県庁所在地では、いろいろな専門機関も大学もあるということではいろいろな相談に応じられているが、地方の小規模都市では、日ごろの身近な相談窓口を私ども商工会議所が担っているわけであるが、やや専門性にも欠けるということで、何とかぜひ地方の小規模都市への重点的な対応をまずはお願いしたい。

それから、サービスの活性化・生産性向上だが、地方が元気でないと、なかなか生産性向上もそのための投資もなかなかできないということで、この2つをあわせて、地方の活性化と事業者団体単位での生産性向上をあわせてやっていただきたい。

その中で非常に感じるのは、今、日本の企業は大体350万社くらい、あるいは、全部を入れれば800万社くらいあるのだろうが、そのうち10万社くらいが毎年廃業している。倒産に

よるものはそのうちの1万社であるから、残りの9万社がどういう理由で姿を消しているのかということで、この中には、非常に優れた技術とか、日本経済にとってぜひとも必要な企業もあると思う。個々の生産性向上も非常に大切で、それはやらなければいけないのだが、それと同時に、こういう日本にとって必要な企業は、破綻に至る前の段階で経営改善とか生産性向上を促すことも大事ではないか。

そういう意味で、そういうときに頼りになるのは金融機関だが、企業経営者に早い段階で、自分の会社はやはり問題である、何かしなければいけないという意味での気づきを促すことが必要である。その意味でのローカルベンチマークを評価したいが、いろいろな意味での専門的な支援については、金融機関に加えて、私ども商工会議所、税理士等の専門家がそれぞれの強みを最大限に活用できるような連携による支援体制づくりが必要ではないか。

(岡議員)

今週あった商工会議所の会議で、中堅企業の皆さんのアンケートの報告を受け、非常に感心したで、1点だけ申し上げる。東京商工会議所の中堅企業は成功している企業が圧倒的に多い。9割が黒字で頑張っているが、経営課題は何かというと、人材不足だと。これは幹部レベル、中堅クラス、若手も含めて、とにかく人材不足が最大の課題というのがアンケートの結果であった。

本日はいろいろな支援の話があったが、中堅企業の人材確保をどう支援するかということも視野に入れたらどうか。

(小室議員)

資料7にある、いわゆる企業を調査するローカルベンチマークの指標について、私は労働生産性をコンサルする仕事をしており、今まで900社をコンサルしてきたが、約20%が中小企業である。最近では、三重県、盛岡市、徳島県、福島などの中小企業からの御依頼を受けている。

その際に、この5ページの⑤の労働生産性の定義である。労働生産性には2つの定義があり、営業利益割る従業員数という形と、もう一つが、営業利益割る従業員の総労働時間という定義がある。

これは大きな違いで、先ほど岡議員もご指摘のように人材難であるため、短時間勤務の女性など、もしくは、最近では親の介護の事情で都会からIターン就職してくる男性の元管理職、大企業では管理職をしていて地元に戻って介護をしながらの5時まで勤務といった男性たちがおられ、その方たちを地元の中小企業が活用するという流れが出てきている。こういう方を雇用しようとする、営業利益割る従業員数としてしまうと、頭数が多い企業は低く出てしまう。頭数が少ない企業は、つまり、1人当たりに残業をたくさんさせるということだが、そういう企業の労働生産性があたかも高いかのように出てしまう。

したがって、大事なことは、この定義を従業員の総労働時間という形にしないと、今後、

ますます進むダイバーシティーの流れの中で、さまざまな人材をくまなく使って生産性を上げようとする企業が損をしてしまう仕組みになるというところで、ここが1点大事ではないか。

(鈴木経済産業副大臣)

小林議員から御指摘のあった、出口を見据えた戦略については、先ほどもちょっと出たが、コーディネーターがいろいろと支援をするに当たっては、そういった出口の市場といったものを意識した開発をすることで重点を置きたいと思っており、コーディネーター間のいろいろな情報共有もして、そういった視点をしっかりと見据えていきたい。

(土井中小企業庁経営支援部長)

三村議員から御指摘をいただいた、県庁所在地以外の支援が重要であるというのは、おっしゃるとおりである。そういう意味で、私どもはサテライト拠点を設けるということで、全国514カ所の商工会議所とも連携させていただき、また、その場をお借りしてサテライトでの支援を行っていく方針である。

(木村中小企業庁事業環境部長)

橋本主査から御指摘いただきました信用保証制度の関係であるが、年内に中間整理を行い、そこで大きな方向性を見出すべく、今、作業をしている。

一律8割という一般報酬にはなっているが、それをできるだけ弾力化するような方向で、今、検討しているため、また機会を改めて御報告させていただければと思う。

(前田経済産業省大臣官房審議官(商務情報政策局担当))

来年の4月に日本サービス大賞、内閣総理大臣賞が創設されるが、それには関連する大臣賞もある。そういうことを使いながら、主査から御指摘をいただいたように、関係省庁との実効的な連携のプロセスをつくりたい。

また、サービス産業は、退出というお話もあったが、サービス品質の見える化あるいはローカルベンチマークで、経営者に対し、冷静な判断をある意味で迫ろうと思っている。

(星野経済産業省大臣官房審議官(産業技術・基準認証担当))

先ほどの繰り返しになるが、小林議員からいただいたイノベーションには非常に時間がかかってしまうとの御指摘は、ある意味ではそのとおりだが、他方、加速するためにということで橋渡し機能をやっている。

実際に、御指摘のカーボンナノチューブの一例だが、炭素のカーボンナノチューブをとある企業が産総研の開発した量産技術を生かして、早速、実用化でプラントまでつくって、実際にもうすぐ出荷が始まろうとしている。こういった成功事例を次々と進めていきたいの

で、引き続き出口を見据えて頑張っていきたい。

(井内経済産業省地域経済産業審議官)

労働生産性の御指摘があったが、本日の会議でも、実は正規社員と非正規社員、パートをどこまで含めるのかとかという議論もしており、まだ議論中であるため、いただいた意見も踏まえて中で議論をしていきたい。

(橋本主査)

ローカル経済の活性化のためには、サービス産業の活性化は極めて重要な課題である。本年4月に、先ほども話が出た「サービス産業チャレンジプログラム」が策定されたが、その実効性が重要である。本日は時間の関係もあって各業種を所管している各省からの御発言はいただけなかったが、それぞれの業種における生産性の向上に向けた具体的な取り組みをぜひとも精力的に進めていただきたい。

そうした各業種別の取組が、本日経済産業省のほうから御説明のあった新しい法的枠組みで促進されていくよう、それができた後は、各省が連携して具体的な枠組みをしっかりとつくって進めていただきたい。各省、御協力をよろしくお願ひしたい。

(高鳥内閣府副大臣)

橋本主査以下、民間議員の皆様の熱心な御議論にまずは感謝を申し上げる。

地域企業に気づきの機会を提供し、強みや目指す市場に即した経営支援を行っていく、地域目線の丁寧な対応こそが地域産業競争力の鍵である。

各省庁、それぞれ施策を御検討いただいているが、地域ごとの特色があり、地方自治体を初め、各地域の関係機関、各省庁との間でそうした特色を共有し、経営支援体制の構築を進めていくことが重要である。

まち・ひと・しごと創生本部とも連携をしつつ、各省庁一体となって地域の関係機関とコミュニケーションをとり、施策の浸透、実効性が上がるように努めていただきたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続いて、医療・介護分野に関する議論に入る。

本日は、厚労省から太田大臣政務官、文科省から堂故大臣政務官に御出席をいただいている。

まずは、高鳥副大臣から御挨拶をいただく。

(高鳥内閣府副大臣)

後半は、医療・介護に関する施策について御議論をいただく。全体の冒頭でも申し上げたが、医療・介護分野は地域産業の中でも特に成長が期待される分野である。これまで健康寿

命の延伸という視点で多くの施策が立案、実施されてきたわけであるが、今後はヘルスケア産業が全国各地で活性化していくことが期待される。

また、医療・介護を支えるICT化、新たな地域医療連携推進法人制度については、制度設計を進め、具体化していくことが求められている。

幅広い視点で各省庁の垣根を越えて取組んでいただくことが必要である。きょうはぜひ闊達な御議論をお願いしたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

早速、これらの施策について関係省庁から御報告をお願いします。

まず、ヘルスケア産業の創出支援について、経済産業省から御説明をお願いします。

(吉本経済産業省商務情報政策局商務情報政策統括調整官)

資料9をご覧ください。

1 ページ、公的保険外サービス産業の市場規模を2020年に10兆円にするというKPIに向けて、健康医療戦略推進本部に設置した次世代ヘルスケア産業協議会を通じて具体的な施策を検討実施中である。

表の左側の欄に本年6月の再興戦略2015の記述、右側に直近の進捗状況が記載してある。基本的なアプローチは2つである。

1 ページにある健康投資の促進を図るための施策群、いわゆるヘルスケアサービス産業の需要をいかに喚起するかというアプローチのものが1群。

2 ページ、2つ目のアプローチが、新事業の創出を図るための施策群、これは新たなヘルスケアサービス産業の担い手の健全な創出あるいは発展を図ろうというアプローチ、この2面からアプローチをしている。

一言で申し上げると、6月の再興戦略でお約束した施策はいずれも着実に前に向かって進んでいるが、主なものだけを紹介する。

1 ページに戻っていただきたい。

まず、健康銘柄について。これは東京証券取引所とともに、上場企業のうち、銘柄化を希望する企業を対象に、各社の経営理念や組織体制、健康維持施策の実行状況などを審査して選定する健康経営銘柄制度ということで、ことしの初めに第1回の銘柄を選定した。

この制度は大変リクルート活動等でメリットがあったということで好評をいただいており、来年1月に第2回目の銘柄公表に向けて東証と現在着々と準備中である。

他方、上場していない中小・中堅企業を対象に、健康経営に実績を上げた企業を認定し、各種のインセンティブをつける活動については、来年度に開始できるよう認定基準づくり等を進めているところである。こちらは、本日御出席の三村議員が実行委員を務めておられる日本健康会議とやっぴいこうということになっている。

ソーシャル・インパクト・ボンドは、民間のヘルスケアサービス事業の実施の結果、医療

費とか介護費用といった行政コストが削減された場合、その削減額の一部を成功報酬として事業者を支払う、こういったボンドの制度がある。

現在、日本財団、慶應大学、あるいは公文教育研究会などと組んで実証事業を実施中であり、その結果を踏まえて、来年度以降、関心を持たれる自治体などに展開していく予定になっている。

2ページ、地域版次世代ヘルスケア産業協議会について。地域ごとの医療や保健の実情に応じたきめ細かいヘルスケアサービスの立ち上げを行うための地域版協議会ということで、これまでに24のブロック、府県、市で設置がされている。全国のこのような取り組みの情報共有を図るような活動も始めているということである。

グリーゾーン解消制度は、一昨年に施行された産業競争力強化法で始まった制度である。これまでに37件でグリーゾーン解消制度を御利用いただいております、そのうちの14件がヘルスケアサービスで、最も活発に御利用いただいている分野の一つである。そういうことで、このヘルスケア分野でも、グリーゾーンの解消によって、新たなヘルスケアサービス市場がどんどん具体的に成長している状況であり、ことしも7件の新規案件が既に出ている。

最後、保険外サービス活用ガイドブックについて。これはこの後に詳しく御説明があると思うが、こちらは経産省も厚生労働省と一緒にガイドブックの策定に協力をさせていただいている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

次に、厚生労働省から介護分野における民間サービスの活用について御説明をお願いします。

(太田厚生労働大臣政務官)

今、経産省からお話のあった、介護分野の民間サービスの介護分野外の民間サービスの活用について、まず、御説明申し上げます。

その前に、厚労省として、今回の産業競争力会議の中で医療・福祉・介護分野が成長産業として大変重要であるという認識について、申し上げておきたい。

第2ステージに入り、GDP600兆円を目指す経済、強い経済をつくるという中であって、内需型でしかも成長性の高い分野である医療・福祉・介護の分野の生産性を高めながらパイを大きくしていくことが、この600兆円の強い経済をつくっていく上で大変重要な役割を果たすことになるという認識を持っており、今、御説明のあった経産省と連携しながら、しっかりこの産業の育成、振興に努めてまいりますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。

厚生労働省では、健康保険組合等に蓄積されているレセプトや健診等のデータを活用して行っているデータヘルスを一つの取っかかりとして、このヘルスケア産業を初めとするさまざまな成長産業の仕組みづくりの取っかかりをつくろうということではじめていますが、今、ほぼ全ての健康保険組合等において、データヘルス計画が作成し終わっており、ある種、

これからこのデータベースを活用した事業を展開しようというところに至っている。

その一環として、資料10の別添「データヘルス・予防サービス見本市2015」というチラシのようなものをご覧いただきたい。

これは厚労省として初めて開催をする医療保険者、企業、自治体、ヘルスケア事業者の連携を目指した見本市であり、この4者間の連携、マッチングを行うことによって、新しい産業への取っかかりを皆様方に見つけていただき、そこからこの分野での産業育成に取り組んでいただきたいという試みである。

これが1つと、保険外サービスの活用については、先ほど経産省から多少言及があったが、資料10、大変簡単な資料で恐縮だが、保険外サービス活用ガイドブックを各省庁が連携してつくっている。

この保険外サービスというのは、保険内で行っている保険の使えるサービスのすき間を埋め、全体として地域包括ケアシステムがしっかりと充実できるようなサービスをつくっていかねばならぬということで実施している事業であるが、ただ、やはりこういう分野であるので、事業展開のイメージが持ちにくい。あるいは、やってももうからないのではないかという課題が各地から寄せられている。そこで私どもはこのガイドブックの中で、事例集ではあるが、例えば、右の隅に書いてあるように、シニア向けの美容講座であるとか、シニア向けの学習教室であるとか、そのほかにもたくさんあるけれども、高齢者の女性がきれいにメイクをすると元気が出るとか、そういうことを含めて、保険外サービスの活用ガイドブックを用意させていただいている。

それが1つと、次をめくっていただくと、介護サービス情報公表システムに保険外サービスを組み込んでいくという作業を行っている。

介護サービス情報公表システム自体は平成18年から運用を始めているものだが、これだと保険が使える事業だけになってしまうので、現在、これに保険外のサービスを組み込むことによって、地域の皆様方が家族を含めて自分たちに必要なサービスがセットできるように、十全となるような仕組みとしたいと考えているわけである。

保険外サービスについても、民間の方々の参入が加速されていくように、データベースの活用を含めて、今、このような試みをさせていただいている。まだ十分ではないけれども、これから順次充実をさせていって、新産業の育成、発展につながっていくよう努力をしてまいります。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続いて、医療・介護等分野のICT化について、まずは厚生労働省から、医療等分野の番号制度について御説明をお願いします。

(太田厚生労働大臣政務官)

医療等分野における番号制度について、資料11で御説明申し上げます。

子どもにとって、社会保障制度改革、今、申し上げたような医療・介護・福祉の分野での新産業の育成が、これからの世代の方々に持続可能な医療・介護システムを引き継いでいく上で必要な取組だと考えており、その柱となるのが医療等分野における番号制度である。

1 ページめくっていただきたい。これは日本再興戦略に指摘してあることなので既に御案内かと思うが、6月の日本再興戦略の中にも、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を2018年から段階的に運用し、2020年までに本格運用するよということ明記をされており、また、その具体的な制度設計については、本年末までに一定の結論を得るよにとされている。

子どもはこれを受け、後ろのほうに参考資料としてつけているが、医療等分野における番号制度の導入に関する研究会を、この1年間、開催しており、実は昨日、この研究会の報告書が取りまとめられたところである。

この研究会においては、当然のことながら、この番号制度を活用するに当たって、医療等分野については個人情報も当然多く含まれているので、第三者には知られたいくない情報について、そのセキュリティをしっかりとやりつつ、一方で、個人情報の適切な活用はより安全で質の高い医療・介護の提供につながっていくという考え方から、これがどのように活用されていくことが望ましいかということについて、研究会で議論をしてきた。

1 ページ目の左に、まず、①として書いているが、当然のことながら、個人番号制度に健康保険証の機能を付与するということをしつかりやっていくことが、まず第一である。医療機関等から見ると、これは同時に事務の効率化が図られることにつながり、サービス産業の一つである医療産業の生産性の向上にも資するものと考えられる。

そして、そのことを基礎として、②であるが、この医療情報を皆が共有することによって、医療連携あるいは新しい研究開発にこの番号制度を活用していきたい。

1 枚めくっていただくと、そのイメージがわかっていたいただけるかと思うが、医療等分野の情報連携の利用場面ということで、下のほうに1番から6番まで自治体のユースケースを羅列している。

先ほど申し上げたように、①医療保険のオンライン資格確認は当然のこととして、②保険者間の健診データの連携や、③患者が大病院で受けた検査の結果を、例えば、地域のかかりつけ医がスムーズに共有することによって、効率的な医療が達成されるとか、医療・介護従事者など患者を支える専門職や家族が、病状や投薬の情報を円滑に医療情報の共有ということを持つことができるようになり、地域包括ケアシステムの充実が図られることにつながるということである。

④こうした情報はいわばビッグデータとなっていくわけであり、そこではレセプトナショナルデータベースという言葉を使っているが、このいわゆるデータベースを活用して、患者の経過を長期にわたって、大規模に追跡する研究とか、あるいは、創薬、治療法の開発とかにつながっていく可能性は大きくあると考えている。

⑤健康医療分野のポータルサービスは、個々の国民一人一人みずから自分自身の健康

医療情報の履歴を、こういう情報にアクセスすることによって確認できるようになるということで、健康管理や予防に活用できるようになれば、当然のことながら、予防・健康づくりに大きく資することになり、医療費の削減、効率化ということにも大きく資することになるのではないかということで、私どものみならず、当然のことながら、医療・介護関係者、ヘルスケア産業の皆様方から大きな期待が寄せられていると思うので、私どもとしては、この番号制度を一日も早く運用にこぎつけるよう、現場を含めて指導してまいりたいと考えている。

なお、工程をしっかりと守るようということなので、日本再興戦略を踏まえ、2018年からの段階的な運用と、2020年までの本格運用を目指して、着実な準備も進めてまいる。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続いて、内閣官房健康・医療戦略室から、医療・介護等分野におけるICT化に関する主な施策の実行状況について、御説明をお願いしたい。

(藤本内閣官房健康・医療戦略室次長)

お手元にある資料12の後ろに、補足資料がある(※補足資料は当日机上配布のみ)。黄色い枠で囲っている資料である。これで御説明をさせていただきます。

全体の取り組みの概要が1から4まで書いてあるが、1は、今、厚生労働省から御説明いただいたので、2と3と4を御説明する。

2と3と4は密接に連携をしており、特に2については、連携する医療機関が電子カルテデータを共有するような際に必要となる事項の勉強しておくべきものに関してきちんと勉強できるような、指導、助言を与えるような仕組みをつくらうということがまずは1点ある。

3と4は、全国の医療機関の医療データを集めたり比較したり分析したりするような環境をつくるということで、昨日、IT戦略室から御説明のあった代理機関を医療に適用することを前提に、今、準備を始めている。

具体的には、代理機関として手を挙げる事業体を幾つかつくることを支援していこうということで、1枚おめくりいただくと、両脇に赤い枠で囲ってある、A社、B社と書いてあるが、左側のA社のほうを見ていただきたい。電子カルテの中には、上のほうの数値データで表現されているものとテキスト等のデータで表現されているもの、今後、増えてくるものについては、ゲノム情報だとか、生活情報、こういうものが書かれることになるが、これが各社ごとにデータベースのフォーマットが違うということが、集めることの障害になっているのではないかという話がある。

これに関しては、今は技術的に手に入るものとして3種類がある。

一番上にあるSS-MIXというのは、この検体検査の数値で出てくるところまではこういう形で格納することによって、例えば、違う国の人たちが英語をしゃべるような形で会話ができる技術が既にあり、その準備を厚生労働省は何年もかけてずっと進めてきたので、これを

使うということである。

さらにそれより広がった情報に関しては、真ん中の水色のIS013606。これは医療情報をどんな形で格納してお互いに会話をしていたらいいのかというマッピングを国際的にやってきたところであり、アジアについては、日本の京大系の先生方が一緒になってやってきた歴史があるので、これを使う。

さらに増える情報に関しては、今後もビッグデータの技術にもあるようなタグづけをしてどんどんデータを管理していく。この3つの手法がある。

これに関して、1枚おめくりいただくと、それぞれ得意とする技術をもって、この技術間は相互にマッピングとあって会話が技術的には可能なので、とりあえず幾つかの、例えば、SS-MIXであれば検体検査までということで、このSS-MIXのインフラを活用という、青い円柱があるが、ここをまず東大系の先生が中心にやってきた歴史があり、厚労省がつくろうとしてきたデータベースなどもこういう技術をベースにつくっているの、そういうことをベースにすると、日本中から検体検査くらいまでだったら集められるようになる。

水色の部分は、IS013606を使うということで、もっと広い範囲のデータを集めることができる。

これに関しては、具体的な支援を始めて、各社のデータベースからIS013606に吐き出す部分のインターフェースをつくり始めているので、来年にはそれがほぼ完成する。

幸い、日本にはベンダーがそんなに数がないので、何種類かつくれば、日本中から集める技術的な準備はできる。これは代理機関の制度ができると、実際に事業として回るという準備が整っている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続いて、地域医療連携推進法人について、厚生労働省から御説明をお願いします。

(太田厚生労働大臣政務官)

資料13をご覧ください。

「地域医療連携推進法人制度の創設について」であるが、この地域医療連携推進法人は、言うまでもないことだが、地域における医療機関相互の機能分担と業務の連携を推進するために創設されたものであり、私ども厚労省は、医療法の一部を改正する法律案を前通常国会に提出させていただき、本年9月16日に無事成立、9月28日に公布をしたところである。

社会保障制度改革の一環であるから、これから各都道府県において、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を描く地域医療構想を策定していくが、この中で、この地域医療連携推進法人制度を活用していただきたいという思いを持っている。

地域医療構想というのは、御案内かと思うが、医療機能がそれぞれの地域において機能分担すると同時に連携をし、私の言葉で言えば、必要十分なレベルで地域に医療基盤が整備される、そういう体制のことである。

その中であって、もちろん医療過疎の地域もたくさんあるわけだが、この後、文科省のほうから御説明があるような、岡山大学を中心とする地域においては逆に過当競争のようなことが生じており、私どもの資料にも最後にイメージ図は示しているが、岡山大学メディカルセンター構想として、6つの大きな病院が、いわば過当競争を少し排除しながらお互いが機能分担をし、協調できるところは協調をしていく、連携していくという体制をつくらうとしておられる。

この岡山大学の詳しいお話は、この後、文科省からあると思うが、この制度は、先ほどの法案成立とともに2年以内に施行することとされており、また、岡山大学メディカルセンター構想の岡山大学のほうからは、この設立について、29年春ごろにこれを成立させたい、設立したいというお話をいただいている。私どもとしては、来年の10、12月に関係政省令を公布し、29年4月に施行できるように作業を進めてまいる所存である。

なお、きょう、小林副主査からも御提言が出ているけれども、このような一連の制度の構築に当たっては、民間事業者に使い勝手のよいものとなるようにということを主眼として、しっかりと役人的にならないように見てまいりたいと考えている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

最後に、大学附属病院の大学からの別法人化について、文部科学省から願います。

(堂故文部科学大臣政務官)

文部科学省において検討している地域医療連携推進法人制度を活用した大学附属病院の別法人化のスキーム案について、御説明する。資料14を見ながらお聞きいただきたい。

私は、かつて市長として、存続が厳しい自治体病院を経営した経験があるが、その際、地域医療を守るため、医師確保はもちろん、経営についても医師派遣をしてくれていた国立大学の大学附属病院との連携を深めたいと考えたが、残念ながら制度の壁があり、私立の医科大学に指定管理を引き受けていただく、公設民営化を進めた。

結果としてはたまたまうまくいったのだが、いずれにしても、国立大学の大学附属病院はもっと地域医療に貢献すべきであると考えていた。現行制度では、大学附属病院は大学みずからが設置することと定められている。

しかし、このたび、閣議決定がなされた。今ほど太田政務官からも御説明があった地域医療連携推進制度の創設について、岡山大学の構想を踏まえて、文部科学省では、大学附属病院を大学から別法人化するための法制的な検討を進めている。

具体的には、岡山大学の構想を進めるため、岡山大学と病院を新たに開設、管理する法人、そして、地域医療連携推進法人の3者で大学が担うべき機能を確保するための協定を締結すること、さらに、大学の教育や研究に関する岡山大学の意向を、大学から別法人化した病院の運営に反映させる仕組みを構築すること等の大学附属病院を別法人化した場合であっても、大学が担うべき教育、研究、臨床機能を確保するための措置について、法制的に検討

している。

引き続きしっかり検討を行い、早急に一定の結論を得ることを目指しているところである。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、民間議員の皆様方に御議論いただきたい。

(小林議員)

それでは、資料8をご覧いただきながら、簡単に申し上げたい。第一に、これまでの実行実現点検会合の議論により、非営利ホールディングカンパニー型の法人制度が、結果として地域医療推進連携法人という形で結実する、そういう具体的な成果を上げつつあることは御同慶の至りである。

今後も、新しい成長産業を着実に育てることを念頭に、ヘルスケア産業の創出支援、医療・介護等分野におけるICT化の徹底、地域医療連携推進法人制度の創設という3つの論点について、フォローアップしていきたいと思っている。

まず、ヘルスケア産業の創出支援について、健康寿命の延伸と成長産業育成・地域活性化のためには、公的保険外の多様なヘルスケア産業の創出が重要であることは言うまでもないわけだが、新しいヘルスケア産業の持続可能な発展のために、以下の2点について政策的取り組みを求めたい。

第一に、政府、自治体、学会、サービス事業者、保険者等、各ステークホルダーが協働してシステムを設計、実装、実行していく場を強化すること。2点目、インセンティブ付与や税制の優遇等の制度的サポートを充実させること。この2点について取り組んでいただきたいのと、そのためには、以下の3点について検討すべきであると考えます。

第一に、公的保険外サービスを利用者が安心して活用できるようサービスの質を認証する仕組みや、ケアマネージャーが保険外サービスについて紹介しやすくする仕組みの構築。2番目として、自治体窓口等、幅広い主体による公的保険外サービスの紹介・相談の場の提供。3番目として、被保険者の主体的な予防の取り組みについてインセンティブ付与の仕組みを介護保険にも拡大すること。

また、AIを活用した診断支援システムなどの新規分野への投資を促進するために着実な環境整備が必要だろうと思われる。

2番目の論点の、医療・介護等の分野におけるICT化の徹底については、ICTの活用により、医療・介護の質の向上、サービスの生産性の向上が期待できる。また、これはさんざん議論されているわけだが、データ活用の進化は医療分野の研究開発の促進、介護の効率化などの多くの効果をもたらす。これを確かなものにするために、次の2つを提案したいと思う。

まず1つ、マイナンバーカードの活用により、医療・介護等の分野で国民にとって利便性の実感できる形での番号制度を導入すること、その際、特にスケジュールを明示し、国民へ

の周知を徹底する。

2番目として、電子カルテの標準化・規格化などにより、各種データ間の整合性・突合精度を向上させ、ヘルスケア全般にかかわるナショナルデータベースを構築すること、あわせてデータベース構築のためにマイナンバーのインフラを活用した医療番号を積極的に利用するとともに、データベースを民間企業が活用しやすいような制度設計にすること。

3番目の論点として、今回決まった地域医療連携推進法人の制度の創設、これは産業競争力会議実行実現点検会合の提案を反映したものと評価できるわけだが、今後、実際の制度設計に当たり、以下の4点について留意すべきだと考える。

1番目に、参加法人間での資金融通や地理的活動範囲、出資の要件について、自由度が高く使い勝手のよいものとする。

2番目、地域医療連携推進法人に参加する医療法人について、地域医療連携推進法人が社員となることが可能である旨を明確にして、地域医療連携推進法人が参加法人の意思決定に確実にコミットできるようにすること。

3番目、税法上の取り扱いや地域医療介護総合基金の対象とすることを検討すること。

4番目、地域医療連携推進法人の活用が見込まれる事例の発掘あるいは横展開を積極的に行うこと。

さらに、本制度の活用が以下の2点の実現につながることを期待したいと思う。

第一に、非営利法人にとどまらず介護分野等の民間営利法人と事業連携すること。

2番目として、地域医療圏における事業体を一層大規模化、効率化するとともに、生産性の低い事業者については、適切な再編、再構築を誘導すること。

なお、先ほどお話があったけれども、岡山大学における地域医療連携推進法人の設立に伴う附属病院の別法人化については、早期に具体的な結論を得ていただきたいと思う。

(岡議員)

この医療分野でのマイナンバーの活用は大変重要だと私は思っている。

前回の産業競争力会議でも申し上げているのだが、マイナンバーの国民への普及、定着はなかなか難しいと思っている。

したがって、このマイナンバーカードを持っていることによってこういうメリットがあるということを、国民が認識できるようにすることが大変重要だろうと思う。

そのための一番の対象分野としては、やはりこの医療分野ではないかと思う。

マイナンバーカードを持っていたら、病院に行っても、薬局に行っても、その1枚のカードで全ての医療サービスが受けられるということを目指すべきであり、また、それができれば、国民も、最初は手続が結構複雑だけれども、マイナンバーカードを申請してカードを持つところのところまで到達するのだと思うので、是非そうしていただきたい。

前の議論のときに、カードを2種類つくるような話、マイナンバーカードと医療カードを一緒に持っていないといけないみたいな話がちょっとあったのだが、それはぜひ避けて

いただき、1枚のカードでやっていただきたいということを強くお願いしたい。

それから、この検討会の意見でちょっと気になったのは、マイナンバーカードを持っていない国民にもサービスの提供云々というくだりが、資料11の6ページにちょっとあったが、これをやってしまうと、マイナンバーカードを持っていなくてもサービスが受けられることになり、マイナンバーカードを持たない国民を増やすことになってしまうのではないかと危惧される。これは、こういう意見があったと書いてあるので、これから厚労省のほうでしっかりフォローしていただけたらと思うが、よろしくをお願いしたい。

(三村議員)

まず、今、お話があったように、新産業の育成とか、医療費の削減とか、こういうことは非常に結構だと思うが、経産省からあったように、やはり人手不足の中で、これから一人一人の生産性を上げるということが必要なもので、ぜひとも健康増進による一人一人の生産性向上による潜在成長率の向上という側面もぜひとも強調していただきたい。

もう一つ、やはり医療でも、新しい技術や新しい機械とか、そういうものを開発する必要があると思うのだが、そのためには、要するに、医療機関と、商工業が連携する仕組みが絶対に必要だと思っている。

一つの例として、大阪商工会議所では、全国の医療機関や医工連携に関心のある企業が参加する次世代医療システム産業化フォーラムを随分前から開催しており、年7回程度の医工連携マッチング例会を開催して、医療現場のニーズを参加企業に提供している。参加企業は、これを一つの商売につなげる、こういうことをやっている。

企業に対しては、さまざまな社会的な課題やニーズを具体的に提供することが必要であり、いろいろな課題をオープンにして、その課題解決に挑戦する企業の技術革新や販路開拓等を後押しする、橋渡し支援機能が必要である。大阪の場合は商工会議所がそれを行っているのだけれども、そういう動きをぜひとも全国的に広げていきたいと思っているので、御助力をよろしくをお願いしたい。

(橋本主査)

先ほど太田政務官からもお話があったように、医療分野とかヘルスケア分野は新たな産業を生み出すので、大きなチャンスとなる分野だと思う。そこでキーになっているのが、これもお話に出てきたように、ICTであり、ビッグデータであり、AIである。

一方で、総合科学技術・イノベーション会議で第5期の科学技術基本計画を策定しており、もうすぐ最終段階にあるのだが、そこでのキーワードがやはりICTであり、ビッグデータであり、AIであり、こういう新たな技術を使った産業創成である。

私が大変心配しているのは、健康・医療戦略室、AMEDが医療とヘルスケアをやり、それ以外の科学技術を総合科学技術・イノベーション会議がやるといったように分かれて見ているような、出発点にそういうところがあったということもあるのだけれども、いまだにそう

いう部分を感じていることで、それが分かれて動いたら、絶対に新しい産業が出てこない。

そのこの2つの組織が、すなわち、総合科学技術・イノベーション会議と健康・医療戦略室、AMEDとが一緒になって新しい産業創出に向かわなければいけないと思う。ここは強調したいと思うので、ぜひ連携をしっかりと進めていただきたいと思います。

(小林議員)

先ほど、厚労省と文科省の岡山大学における大学附属病院の別法人化についての議論のお話をきいたのだが、逆に、岡山大学内部の具体的な議論の進捗について、教えていただければありがたい。

(小室議員)

介護現場では、今、人材が大変不足しているので、週3回しか働けない人、1日2時間しか働けない人という、いわゆる細切れ人材を全部使って何とか事業をやっている状態である。

その方たちが一番悩んでいらっしゃるのが、その人たちが年間何時間まで働きたいとか、週何回働けるという条件が余りにも違い過ぎて、そのシフトを組むことが大きなテーマになっていて、これはほぼ全ての事業者が悩んでいることである。医療のほうも、最近、看護師さんがママ看護師さんという人もたくさん増えてきて、いろいろな細切れ人材をマネジメントが苦勞せずにはばっと組んであげるといふ、そういったものを何かしらパッケージで提供するということをすると、非常に生産性が上がるのではないかとこのところ、全然高度なITではないのだが、非常に必要とされているので、ぜひ御検討いただければと思う。

(安藤厚生労働省情報政策・政策評価審議官)

岡先生から御指摘のマイナンバーカードに保険証機能を持たせるといふ件だが、私どもは当然マイナンバーカードに保険証機能を持たせて、日本全国の医療機関、薬局で、これで全て使える状況を目指している。そういうことでこの研究会の報告書は出されているといふことで御理解をいただきたい。

ただし、マイナンバーカードが全国民に普及するとともに、医療機関や全薬局でこのマイナンバーカードの電子証明書を読み取るシステムがきちんと普及しなければいけないことが条件になっている。そのための過渡的な期間においては、どうしても今の保険証が残らざるを得ないといふことは、どうか御理解いただきたい。

この資料11の6ページ目の意見である。ここに関しては、医療分野の情報連携を行うための医療IDの発行に関する記述である。これに関しても、マイナンバーカードで資格確認をしたときに番号が発行される仕組みがいいのだと書いている。

ただし、これに関してマイナンバーカードを持たない人に対してどうするのかという問題があり、一部の委員は、それでも医療番号を発行して情報連携をすることが必要ではない

かといった意見もあった。ただ、そのためにはやはりきちんと本人確認をしなければいけないということで、やはりマイナンバーカードを起点とすべきだという意見もあった。

これは2つの意見があったので、結論を出さずに両論併記という形にしているけれども、いずれにしても、個人番号カード、マイナンバーカードを使うことが基本である。これは一切ぶれていないということで、御理解いただきたい。

(常盤文部科学省高等教育局長)

岡山大学における検討状況について、岡山大学においては、まずは学内において今後の地域医療への貢献のあり方、あるいは、岡山市内の急性期の病院とともに、岡山大学附属病院がOUMCと呼んでいるが、このことを構築する意義として、具体的なものを特定していこうという作業であるとか、そういうことについて議論をしてきており、また、法改正がこの秋にあったので、その議論を踏まえて、役員会等で大学としての構想の実現ということで決定をしたと伺っている。

また、岡山大学以外の6病院の病院長で構成するOUMC、構想検討委員会を設置しており、その中で海外の事例なども含めて検討を重ねていると理解している。

(神田厚生労働省医政局長)

先ほどお話があった、新しい地域医療連携推進法人について、できるだけ使い勝手がよいようにという御指摘である。

資金の問題については、貸付、債務保証、出資などができるようにしていくことにしている。

地理的な活動範囲についても、原則は地域医療構想をつくる範囲ということになっているけれども、構想区域をまたがるとか、県をまたがる場合についても、対応できるようにしていきたいと思っている。

地域医療連携推進法人が参加する医療法人などの社員になれるようにということだが、当然それを明確化していきたいと思っている。

税制上の扱いについては、一般社団法人並みの扱いということで、税務当局とのお話をしているところである。

基金については、この法人の一つの重要な機能としては、職員の研修などを一緒にやるということがあるので、それは地域医療介護総合基金の一つの重要な事業でもあり、当然この法人にもこの基金を活用していただけるものと思っている。今、十幾つのところからお話があるので、よい事例を拾い上げて横展開していけるように取り組んでいきたいと思っている。

岡山大学とは私どもも話しているが、先ほど文科省からもお話があったけれども、各法人本部、日赤だとか、済生会だとか、国立病院の機構本部というところと事務局長レベルの話し合いも始めていると伺っている。

先ほど政務官からも申し上げたスケジュールに沿って、私どもも法令の準備、それから、施行前であってもいろいろな準備行為ができるように、経過措置も設けることによって、大学側のスケジュールにちゃんとマッチした形で準備していきたいと思っている。

(三浦厚生労働省老健局長)

介護保険外のサービスについてお話があったが、情報提供あるいは相談という体制を整えて、より使いやすい体制をつくっていきたいと考えている。

(吉本経済産業省商務情報政策局商務情報政策統括調整官)

先ほど、三村議員から、健康銘柄の関係で生産性向上への影響ということがあった。

実はこういった健康経営をすることが、最終的に企業の生産性向上にどのくらいの効果があるのかという実証がないと、単なるお祭りになってしまうということで、まさにこの実証事業を、経済産業省、厚生労働省で今年度実施している。ゆくゆくはこういった効果を見ながら、銘柄の選び方などにも反映させていくといったことを考えている。

(高木内閣府大臣政務官)

民間議員の皆様には、前半の中堅中小企業・サービス産業から熱心に御議論いただき、感謝。

成長分野として期待の高い医療・介護であるが、ヘルスケア産業の創出支援、医療・介護を支えるICT活用、地域医療連携推進法人の仕組みは医療・介護の現場でうまく活用されてこそ、産業としての競争力強化、健康寿命の延伸という2つの目的の実現につながっていく。

そのためには、民間企業、自治体、医療・介護関係者、大学といった幅広い主体の参画のもとで、医療・介護産業と分野横断的な視点を持って進めていくことが重要である。

今後とも、各省庁が連携して効果的な対策を検討、実施していただきたいと思う。